

湖西市インターンシップ実施要領

1. 趣旨

この要領は、開かれた市政推進の一環として、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき設置された大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（以下「大学等」という。）に在学する学生又は生徒（以下「学生等」という。）を対象に、市役所等における就業体験（以下「インターンシップ」という。）の機会の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 目的

インターンシップは、学生等が市政に対する理解を深めるとともに、進路の選択に向けた就業意識の向上に寄与することを目的とする。

3. 実習期間

原則として、毎年度 8 月 1 日から 10 月 31 日までの 2 週間以内の期間とする。ただし、それ以外の期間においても大学等又は学生等から要請がある場合は、協議の上決定する。

4. 実習時間

原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、受入課が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、規定の時間外においても実習を行うことができるものとする。

5. 実習場所

原則として、湖西市役所、湖西市健康福祉センターその他市の部署が存する施設とする。

6. 実習生の受入れ

- (1) 募集については、「湖西市ウェブサイト」等により広報するものとする。
- (2) 実習を希望する学生等は、申込書（様式第 1 号）、及び在学証明書を市へ提出するものとする。なお、単位等の取得が必要な場合は、大学等を経由して提出するものとし、在学証明書の提出は不要とする。
- (3) 市は、申込み受付後、実習を希望する学生等を選考し、受入れの可否を受入決定通知書（様式第 2 号）により大学等又は学生等に通知する。
- (4) 大学等又は学生等は、受入れ可の決定通知を受けてから 2 週間以内に、覚書

(様式第 3 号) を市へ提出するものとする。

7. 実習に係る費用

- (1) 市は、実習生に対し、賃金、報酬、手当、旅費等、一切の金品を支給しない。
- (2) 市は、大学等及び実習生から、インターンシップに要する費用を徴収しない。

8. 実習生の身分

実習生は、在籍する大学等の学生としての身分を有し、市の職員としての身分を有しない。

9. 実習に当たっての実習生の遵守事項

実習生は、地方自治の仕組みや湖西市のまちづくり等について事前に学習し、課題意識を持って実習に臨むとともに、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 法令（市の条例、規則等を含む。）を遵守すること。
- (2) 事前に誓約書（様式第 4 号）を市へ提出すること。
- (3) 実習中は実習に専念し、所属長など市の職員の指示に従い、積極的な姿勢で実習に臨み、市役所の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしないこと。
- (4) 実習中に知り得た個人情報等については、実習中及び実習後を通じ、一切外部に漏らさないこと。
- (5) 市民に不快感を与えないよう、服装、言葉遣い、市民に対する態度に十分配慮すること。
- (6) 実習中、貸与された名札を着用すること。
- (7) この要領に規定するもののほか、地方公務員及び本市の職務に関する規定に従うこと。
- (8) 実習後 1 か月以内に体験報告書（様式第 5 号）又は大学等で定める報告書を市へ提出すること。

10. 受入れに当たっての受入課の留意事項

受入課においては、以下の点について留意するものとする。

- (1) できるだけ応募学生等の希望を聞き、前向きに受け入れるよう努めること。
- (2) 受入れの可否を決定する決裁は、総務課長に合議をすること。
- (3) 受入れに当たっては、通常業務の支障とならないよう対処すること。
- (4) 実習生に対して、湖西市の職員として市役所のイメージを損なうことのないよう真摯な態度で臨むこと。
- (5) 実習に当たり、指導員を選任し、実習生を指導・監督すること。
- (6) 実習生のマナーや態度が悪い場合は、随時適切に指導すること。
- (7) 実習生に公用車を運転させないこと。

(8) 実習中、何か問題等が発生した場合は、速やかに総務課に連絡すること。

11. 事故責任等

- (1) 大学等又は実習生は、実習中（実習場所への往復を含む。以下同じ。）の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故については、自らの責任において対応するものとする。
- (2) 実習生が故意又は過失により市又は第三者に損害を与えたときは、大学等又は実習生は、その損害を賠償するものとする。

12. 実習の中止

市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができるものとする。この場合において、実習を中止したときは、速やかに大学等にその旨を通知するものとする。

- (1) 実習生がこの実施要領の遵守事項に従わないとき。
- (2) 実習生が正当な理由なく、実習に参加しないとき。
- (3) 市の業務に支障を来すと認められる事態が生じたとき。
- (4) その他実習を継続することが困難な事由が生じたとき。

13. 事務分担

次の各号に掲げる事務は、当該各号に定める部署が担任する。

- (1) インターンシップ全般に関すること … 総務課
- (2) 実習の内容及び実施に関すること … 受入課

附 則

この要領は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。